身体拘束最小化のための指針

1. 身体拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の権利である自由を制限することで大きな影響を与える可能性がある。当院では患者一人ひとりの尊厳を尊重し、安心・安全が確保される基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的な影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2.　身体拘束最小化のための体制

1）身体拘束最小化チームの設置

身体拘束最小化のために、身体拘束最小化チーム（以下「チーム」という）を設置する。

2）チームの構成

チームは医師/看護師/看護補助者/薬剤師/理学療法士（作業療法士・言語療法士）/栄養士/医事課事務員/その他病院長の認めた者で構成する。

3）チームの役割

① 身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む従業員に定期的に周知徹底する。
② 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療･ケアを検討する。
③ 定期的に本指針･マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
④ 身体的拘束最小化のための職員研修を開催し、記録をする。

3.　基本指針

1）　定義

入院療養上の安全を目的に、安全帯等、身体または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に身体を拘束し、その運動を抑制する等により行動制限を行うこと。

2）身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の実施を禁止する。

この方針で言う身体拘束は、抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を言う。

3）緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

① 緊急やむを得ず身体拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の「3 要件」のすべてを満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を行う事ができる。

切迫性　　：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性　：身体拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと
一次性　　：身体拘束が必要最低限の期間であること

② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意
上記 3 要件については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

4）身体拘束禁止に取り組む姿勢

① 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。
② 身体拘束をすぐに行う必要があるかを数名で評価し、身体拘束をしなくても良い対応を検討する
③ 多職種によるカンファレンスを実施し、身体拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価する。
④ 身体拘束は一時的に行うものであり、期間を定め、アセスメントを行い、身体拘束解除に向けて取り組む。

5）日常ケアにおける基本方針

① 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
② 言葉や対応などで、患者等の精神的な自由を妨げないよう努める。
③ 患者の思いをくみ取り、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努める。

4.　身体拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

① 記録、分析、評価を専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察を記録する。
② 医師は同意書を作成し医師または担当者が患者・家族等に対して説明を行い同意を得る。
1. 身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・改善に向けた取り組みについて説明し十分な理解が得られるよう努める。
2. 患者・家族等の同意が得られない場合は、身体拘束をしないことで起こりうる不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。

③ 身体拘束中は身体拘束の早期解除に向け多職種でカンファレンスを実施し「3 要件」を踏まえ継続の必要性を評価する。
④ 身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

5.　鎮静を目的とした薬物の適正使用について

薬剤による行動制限は身体的拘束には該当しないが、薬剤による鎮静を必要とする治療や検査においては、鎮静薬の必要性と効果を評価し、過度の鎮静がかからないよう注視しながら適正量の薬剤を使用する。

また、行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、薬物を用いない対応を優先し、薬物の使用は必要最小限にとどめる。

6.　多職種による安全な身体拘束の実施および解除に向けた活動

患者が身体拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体拘束の実施、早期解除につながる。各職種は、身体拘束における各々の役割を意識して患者にあたる。

7.　身体的拘束最小化ための職員教育

① 看護職員、看護補助者その他の従事者について定期的な教育研修、（年 1 回）を実施する。
② その他必要な教育・研修の実施および実施内容の記録をする。

2024 年 6 月制定
2025 年 11 月 1 日
鎮静を目的とした薬物の適正使用について追加